

# 広域ヨーロッパ研究センター規程

平成20年8月1日 規程第139号

## (趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、広域ヨーロッパ研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、広域ヨーロッパに関する研究及び教育を行い、日本における広域ヨーロッパ研究の拠点として、日本国内外の国際関係学研究の発展に貢献することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 広域ヨーロッパに関する組織的及び体系的な研究並びに教育に関すること。
- (2) 日本国内外における関連研究・教育機関等との協力及び連携に関すること。
- (3) その他、センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) その他、センター長が必要と認め、国際関係学研究科委員会が承認した者

## (センター長)

第5条 センター長は、専任又は兼任の国際関係学研究科教授をもって充てる。

- 2 センター長は、国際関係学研究科長が指名し、学長が任命する。
- 3 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。
- 4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (副センター長)

第6条 副センター長は、センター研究員のうちからセンター長が指名し、国際関係学研究科長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その

職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、国際関係学研究科及び国際関係学部の教員のうちから、センター長の推挙により、国際関係学研究科長が任命する。

2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事項を遂行する。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、日本国内外における関連分野の研究者のうちから、本人による応募を受けて、センター長が必要と認めた場合に、国際関係学研究科委員会がこれを承認する。

2 センター客員研究員は、国際関係学研究科委員会が承認した期間、第3条各号に掲げる事項を遂行する。

(運営委員会)

第9条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務組織)

第10条 センターの事務を処理するための組織については、別に定める。

(国際関係学研究科委員会への報告)

第11条 センター長は、毎年度末に、その年度におけるセンターの活動の概要及び翌年度における活動計画などについて、国際関係学研究科委員会に報告する。

(その他)

第12条 この規程の改正は、センター長の発議により、国際関係学研究科委員会の議を経て決定する。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。